結核医療のための患者憲章

(The Patients' Charter for Tuberculosis Care) 患者の権利と責務

WORLD CARE COUNCIL (世界治療会議) 日本結核病学会保健・看護委員会=訳

この憲章について

結核医療のための患者憲章(以下「憲章」)は、結核患者の権利と責任について概説したものである。この憲章を理解することにより、結核で苦しむ人々のエンパワーメント(自分たちの生活に影響を及ぼす問題等を主体的に解決する力を回復・向上させること)が可能となり、彼らが暮らす地域における患者支援等の組織活動も活性化する。この憲章は、世界各地の結核患者の参加によって提案され作成されたものであり、患者と保健医療提供者との関係を相互に有益な方向へと導くであろう。

この憲章は、結核医療の質を向上させ医療体制をより効果的なものとすることを共通の目的として、患者・地域社会・医療提供者(私的・公的のいずれかを問わず)・政府の各々が、前向きで開かれた関係を保つパートナーとして協働することができるような枠組みを提供するものである。これによって、結核に関わるすべての関係者が、相互関係と「前向きなパートナーシップ」を強化しながら、互いに自らの責任をより明確なものとすることができるようになるであろう。

この憲章は、結核医療における「患者中心のアプローチ」を促進するため、『結核医療の国際基準』(ISTC/International Standard of Tuberculosis Care, http//www.worldcare council.org/)とペアになっており、国連、ユネスコ、WHO、欧州評議会、その他地域・国の憲章や協約(※注)における「健康と人権に関する基本原則」を尊重して策定されたものである。

(※注) 国連の「経済的社会的及び文化的権利に関する委員会」の一般的意見第14(及ぶかぎり最高の健康を享受する権利に関する意見), WHOの「ヘルスプロモーションに関するオタワ憲章」, 欧州評議会の「生物学と医学のヒトへの応用における人権と人間の尊厳の保護のための協約」, UNESCOの「生命倫理と人権に関する宣言」などを含む。

〔患者憲章については、これをとりまとめたWorld Care Council (世界治療会議) のホームページで閲覧可能→http://www.worldcarecouncil.org/〕

この憲章は、「結核患者のより強い関与を!」の原則の実践をめざしている。患者のエンパワーメントは、保健医療提供者や役所(行政当局)との効果的な協働を促す触媒となるもので、結核との闘いに勝利するためになくてはならないものであることを、この憲章は支持している。この憲章は「患者パワー」によって策定された世界で初めての医療の基準であり、結核に関わるすべての人々のために、共通の旗印から生み出された協働のための手段といえる。

(この和訳は、結核研究所による試訳を参考にして、日本結核 病学会の保健・看護委員会が作成したものである。原文は上記 WebsiteやWHOホームページでも見ることができる。)

→ http://www.who.int/entity/tb/publications/2006/istc_charter.pdf

[結核患者の権利]

結核患者には,以下の権利があります

○適切な医療や保健サービスを受ける権利

- 結核の診断から治療完了までの医療を、いつでもどこでも平等に受ける権利があります。この権利は、患者の資産や人種、性、年齢、言語、法的地位、宗教、性的指向、文化、および他にどんな病気をもっているか、などによって影響を受けることはありません。
- •新しい『結核医療の国際基準』を満たした適切な医療 と助言を、一人ひとりの患者の病状や療養環境等のニ ーズを尊重してもらいながら受ける権利があります。 この権利は多剤耐性結核患者やHIV合併結核患者、あ るいは乳幼児や結核を発病する可能性が高い他のハイ リスク者など予防的治療を必要とする患者でも同様で す。
- 総合的な保健医療サービスの一環として行われる予防 事業や健康教育,および保健予防部門が行う地域活動 (訪問サービスなど)を利用する権利があります。

○人としての尊厳が大切にされる権利

- 保健医療提供者や役所(行政当局)からは、人として 尊厳され、相手を尊重する心をもって対応してもらう 権利があります。保健医療サービスの提供にあたって は、偏見や差別があってはなりません。
- 結核患者は、家族、友人ならびに地域社会から精神的 支援を受けつつ、人として大切にされる環境下で質の 高い保健医療サービスを受ける権利があります。

○知る権利

- ・どこでどのような医療サービスを受けることが可能か、 医療を受ける際の患者としての責任や必要な手続き(契 約)に関する情報、あるいは直接・間接にかかる費用 はどのくらいなのかに関する情報を知る権利がありま す。
- 自分の病状等については、いつでも簡潔でわかりやすい説明を受ける権利があります。すなわち、診断や予後(病気の今後の経過の見通し)、勧められた治療法とその治療に伴うリスクや他の治療の選択肢などに関する情報を知る権利があります。
- 処方された薬剤(あるいは治療方法)の名称と投与量 (実施期間)に関する情報、期待される効果と考えら れる副作用に関する情報、および患者が他の疾患(合 併症等)を有している場合に、その疾患や治療にどの ような影響があるかに関する情報を知る権利がありま す。
- 患者自身または患者の代理人の要請に応じて、病状や 治療に関連した医療情報を知り、また診療録の写しを 入手する権利があります。
- 結核の診断から治療完了までのどの時期でも、仲間や他の患者と面会し経験を共有する権利があります。また、希望すればいつでもカウンセリングを受ける権利があります。

○選択の権利

- 過去の診療録を入手し、他の医師にセカンドオピニオンを求める権利があります。
- 結核の外科的治療については、受け入れるか断るかを 選択する権利があります。ただしこれは、化学療法が 可能で、結核が感染症であることから生じる医学的お よび法的に起こりうる問題について事前に説明を受け ている場合に限ります。
- 受けている医療(の質)が保たれた状態で、医療研究 に協力するか否かを選択する権利があります。

○秘密が守られる権利

• 個人のプライバシー,人としての尊厳,自らの信仰や 文化が尊重される権利があります。 ・患者の病状等の医学的情報は(患者自身のものであり), 個人情報として保護されます。役所(行政当局)には, 患者の同意のもとで情報が提供されます。

○不服申し立ての権利

- 医療内容に関して異議がある場合には、行政側が用意する手段を通して不服申し立てを行い、またこの申し立てが迅速かつ公平に扱われるようにする権利があります。
- もしも上記の申し立てが尊重されなかった場合には、 上位機関に訴え、またその結果を文書によって知らさ れる権利があります。

○組織化の権利

- 結核患者や結核問題で影響を受けた人々による団体や 地域組織等をつくる権利,およびこれらの団体や組織 に参加する権利があります。また,団体や地域組織等 の結成にあたっては,保健医療提供者,役所(行政当 局)および市民に支援を求めることができます。
- 結核対策に関する政策のPDCAサイクル(立案,実行, 点検・評価,見直し)において,地方,国,国際保健 機関や専門家と共に「当事者」として参加する権利が あります。

○安心な生活が保障される権利

- 結核の診断後も引き続き雇用が確保され、もしくは治療終了後も適切な社会復帰の権利があります。
- 治療上必要であれば、食事の援助など栄養面の確保が 保障される権利があります。

[結核患者の責任]

結核患者には,以下の責任があります

○情報の提供(共有)

- 現在の症状,既往歴,アレルギーおよびその他診療に 必要な情報を,できるだけ詳しく保健医療提供者に提 供する責任があります。
- 同居家族や友人、その他結核を発病しやすいと思われる接触者、接触によって感染した可能性の高い人々に関する情報を保健医療提供者に提供する責任があります。

○治療への協力

• 指示され同意した治療計画に従うとともに、患者自身 と周囲の人々の健康を守るために与えられた指導事項 には誠実に応じる責任があります。 結核医療のための患者憲章

• 治療に伴う困りごとや問題点がある場合,または治療に関して少しでも理解しにくいことがある場合は,保 健医療提供者に知らせる責任があります。

○地域保健への貢献

- 周りに結核の症状がある人がいたら医療機関を受診するよう勧めるなど、地域の健康に貢献する責任があります。
- •他の患者や保健医療提供者の権利をも尊重する姿勢を 示す責任があります。このことは互いを尊重し大切に することが結核克服に向けた共同社会の基盤となるか

らです。

○連帯の姿勢

- •他の患者と連帯し、治癒に向かってともに歩み続ける 道義的責任があります。
- 治療中に得た情報や知識を(他の患者等と)分かち合うとともに、エンパワーメント(患者の能力の回復・向上、地域組織の活性化)の広がりを期待して、それらを地域社会の人々に伝達する道義的責任があります。
- 結核の無い地域社会をつくるための様々な取り組みに 積極的に参加する道義的責任があります。